

## 預金規定の改訂のお知らせ

当金庫では、平成 30 年 1 月 1 日より「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という）が施行されるのを受け、下記預金規定の改訂をお知らせいたします。

なお、改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客様についても適用されます。

規定の改訂内容等、ご不明な点がございましたら、お近くの店舗窓口までお問い合わせください。

### 1. 休眠預金等活用法とは

休眠預金等とは、入金や出金等の異動がなく 10 年を経過した預金等のことをいい、預金保険機構に移管され、民間公益活動の促進に活用されます。

なお、預金保険機構に移管後も、お客様の申し出により払戻しさせていただくこととしております。

### 2. 対象となる預金規定

- ・ [当座勘定規定（一般用）](#)
- ・ [普通預金取引規定（無利息型普通預金を含む）](#)
- ・ [貯蓄預金Ⅰ型・Ⅱ型共通規定](#)
- ・ [納税準備預金、通知預金共通規定](#)
- ・ [定期預金共通規定](#)
- ・ [定期積金規定](#)

### 3. 改訂日

平成 30 年 1 月 1 日

### 4. 改訂内容

- ・ 休眠預金等活用法に係る最終異動日等に関する条文を追加します。
- ・ 休眠預金等代替金に関する取扱いに関する条文を追加します。